

支出証拠書 (各種団体会費)

4/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんごの会 年会費		
年月日	2020年7月8日～	年月日	金額 788円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により自然環境の保全を図り水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林づくり ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

法人の事業年度 7月1日～翌年6月30日  
 2021年4月～2021年6月を請求  
 $3152円 \times \frac{3ヶ月}{12ヶ月} = 788円$

2年7月 整理番号 7-9 参照

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由 全2政務活動にかかるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	788円	100%	788円

整理番号 7-9

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんじりの会 年会費		
年月日	令和2年5月8日	令和 年 月 日	金額 2,364 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養材や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林づくり ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

### ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-07-0823432		A93110002
取扱店	7ジノミヤジヨホ7	
払込口座	00870-0	189050
払込金額	*3,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費税等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		

YUNO ほんじりの会  
YUNO HONJIRI NO KAI  
代表者 四本康久

入金額 \*3,202  
おつり \*50

スモホ決済アプリ ゆうちょよ Pay 可能です！

※ 法人の事業年度  
7月1日～翌年6月30日  
(2020年7月～2021年3月)  
3,152円 × 9ヶ月 / 12ヶ月  
= 2,364円  
(2021年4月～2021年6月)  
788円

印紙税申告納付につき廻り 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全2政務活動にかかるとある。	2,364 円	100 %	2,364 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

### (事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 広葉樹林づくり
- (2) 広葉樹林・里山の啓発活動
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第5章 会議

#### (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

### (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

#### （残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

#### （合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### （公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

- 第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。
- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
  - 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

- 第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
  - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

- 第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 松永 泰然

副会長

理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員                    個人     3,000 円
  - (2) 正会員                    団体    10,000 円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理 事

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月2日~令和	年月日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>  ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。	料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご活用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)	21年 8月 2日 11時 29分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 203-00241007-00
ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。	料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご活用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)	21年 8月 2日 17時 36分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 203-01421654-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等函費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告郵送料 (2021年春号)		
年月日	21年8月2日	年 月 日	金額 8,366円

目的	活動報告(2021年春号)郵送料
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	議員活動を報告書にまとめ広く県民に知らせ 意見等聴取し今後の活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

支払者：四本 康久

領収書

[別納引受] 第一種定形 @94	89通	43.5g ¥8,366	89通 ¥8,366	郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等 非課税計	89通 ¥8,366 ¥760 ¥0
小計			¥8,366	合計 お預り金額 おつり	¥8,366 ¥8,500 ¥134



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2021年8月2日 11:08  
担当：[REDACTED] 端N44箱01  
発行No. 210802A2461 端N44箱01  
連絡先：富士宮城北郵便局  
TEL: 0544-27-4937

案分の理由 全政務活動にかかるとの おつり	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,366円	100%	8,366円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

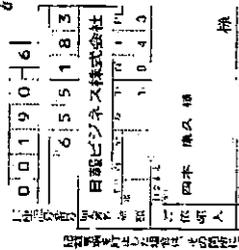
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和3年8月2日~令和	年月日	金額 2095 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 8月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

**ご利用明細票**

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-0223357	A93130014	
取扱店	シスコケンチャウライ	
払込口座	00190-6 655183	
払込金額	*1,943料金 *152	



振替受付票  
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。消費料金には含まれていません。(ゆうちょ銀行)

入金額 \*2,105  
おつり \*10

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧下さい。

印紙税申告納付につき簿面積務署承認済

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2095 円	/ 100%	2095 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

Page. 1

2021年 7月30日

〒418-0061  
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



郵便振込口座 00190-6-655183  
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257  
口座名義 ニッポウビジネス (カ)  
振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : [REDACTED]

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ  
2021年8月号  
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 送料 内消費税等	1 0	部	1,843 0	1,843 100 (177)	1 1

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞、富士山新報・朝日新聞)		
年月日	令和3年8月2日~令和 年 月 日	金額	9,307円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

03-08-02 | 200 | 9,307 | 3077円 |

(内訳)

- ・ 静岡新聞 3,300円
- ・ 岳南朝日新聞 977円
- ・ 富士山新報 630円
- ・ 朝日新聞 4,400円 (7月より改定)

---

9,307円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	9,307円	/	9,307円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料(21年6月分)		
年月日	21年8月2日~	年月日	金額 3,913 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額  $8894$  円  
 あんしんセキュリティ  
 ケタイ補償サービス他 政務活動費請求対象額  
 $970$  円  $\times$   $1.10 = 7,827$  円

14 | 03-08-02 | 200 | .....

8,894 | トコモ ケイアイ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	7,827 円	1/2	3,913 円
		%	

内訳項目:金額(円) BREAKDOWN BY-CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間(6/1~6/30)	
◇基本使用料等(計) 4,480	4,480	ギガライト2:2年定期	ステップ3:3GB~5GB
	4,680	(内訳)ギガライト2:2年定期	
	-500	(内訳)みんなドコモ割	2回線
	300	(内訳)spモード利用料	
	0	(参考)高速通信ご利用データ量は	4.8G
			合算
◇通話料・通信料(計) 2,333	633	X1・SMS通信料	6月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	
			合算
◇その他ご利用料金等(計) 1,273	300	留守番電話サービス利用料	
	200	あんしんセキュリティ利用料	
	750	ケータイ補償サービス(750円コース)	
	400	あんしん遠隔サポート利用料	
	-380	あんしんバックモバイル割引	
	300	ドコモWiFi利用料(spモード)	
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWiFi)	
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
			合算
◇消費税等相当額(計) 808	808	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 8,894	8,894	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で	21年3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	80です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,086円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		6月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2021年6月30日現在)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月3日	～令和 年 月 日	金額 1760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>>  ご利用ありがとうございます。  NEXCO 中日本 料金所では一旦停車してください。	領収書 料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)	領収書 料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)
	21年 8月 3日 19時 44分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-02151917-00	21年 8月 3日 10時 11分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00070949-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所蛍光灯交換 (2本)		
年月日	21年8月4日~	年 月 日	金額 1,800円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>支払者：四本 康久</p> <p>プラッツボイ ☎ 0544-24-2710 毎度ありがとうございます</p> <p>2021年 08-04</p> <p>領 収 票 0833#</p> <p>電球 4個分</p> <p>*3800 計</p> <p>*3619 小計 *181 振替</p> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会 活動で案分	3800 円	1/2 %	1,800 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山世界遺産センター訪問		
年月日	21年8月5日～	年 月 日	金額 200 円

目的	地元団体要望
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	地元要望を調整し、県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

富士宮市営神田川観光駐車場

領収証

```

精算機 #01          A 精算No.000191
発券機 #01          発券No.076278
入庫時刻 2021年 8月 5日(木) 11:22
出庫時刻 2021年 8月 5日(木) 12:48
駐車時間              1:26
駐車料金          A料金      200円
=====
合 計                200円
現金領収額          200円
お預り              200円
お釣り              0円
    
```

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由 全て政務活動にか かるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	200 円	100 %	200 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 ( 8 月分)		
年月日	令和 3 年 8 月 5 日~令和	年 月 日	金額 27,225 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  リース料56,430円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の1/2請求する。 リース料      ドライブレコーダー料 (税抜き 51,300円-1,800円) × 1.10 × 1/2 = 27,225円   <div style="text-align: right;">                     21-08-05   200        *56,430   うちヨウセイチリ-カ                   </div>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	54,450円	1/2 %	27,225円

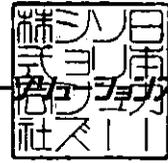
※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市  
北町  
13-3  
四本康久 様



日本カーボンプラステック株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区  
追手町  
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001139YA001139

部署 静岡支店営業チーム  
電話 054-205-2641  
担当 [Redacted]

2021年 7月 14日

口座振替通知書

請求書No. 51653697  
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥56,430	2021年 8月 5日	口座振替
内リース料等 51,300		
内消費税等 5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	26	36	リース料 3/8分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		
ページ小計-->					56430	5130		51300 (税抜)

請求件数 1件



通信欄 口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。





支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月13日	~令和 年 月 日	金額 1760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月13日 10時45分</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月13日 16時45分</p>
<p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡</p> <p>通行料金は、消費税等10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00211020-00</p>	<p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡</p> <p>通行料金は、消費税等10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00971620-00</p>

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月17日	~令和 年 月 日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業(ア)リング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新富士

お問い合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用になれないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 8月17日 20時29分

車種 軽二

通行料金 ¥880-  
(現金)

-入口料金所- 新静岡  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号203-01461917-00

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡

お問い合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用になれないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 8月17日 12時15分

車種 軽二

通行料金 ¥880-  
(現金)

-入口料金所- 新富士  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号203-00281151-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

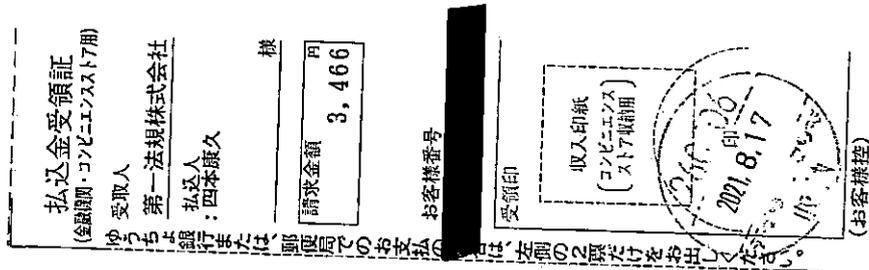
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 8 月 17 日	～令和 年 月 日	金額 3466 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 議員実践ハンドブック 追録 11号~12号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

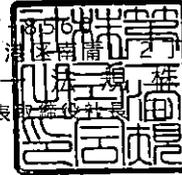


案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3466 円	100%	3466 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 請求書

〒107-8306 東京都港区南青山2丁目11番17号  
 第一法規株式会社 代表取締役社長 中英 弥



：四本 康久 様

2021年 8月 12日

ご請求額	¥3,466	お客様番号	[REDACTED]	請求番号	1980488	お支払期限日	2021/ 9/30
------	--------	-------	------------	------	---------	--------	------------

取引年月日	商 品 名	明 細	号数量	単 価	契約数	金 額	備 考
2021/ 7/14	自治体議員 活動総覧 ~議員実践 ハンドブック~	11- 12	2	千 円 1,733	1	千 円 3,466	

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

	金額 (税込)	
.10%対象	3466	
合 計	3466	

ゆうちょ銀行(郵便局)・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のいずれの店舗からでもお支払いいただけます。  
 【取引銀行】(当座預金)みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店営業部 2000858  
 定期

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代(8月分)		
年月日	21年8月17日~	年 月 日	金額 5727円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-8	払込金額	¥6078	うち消費税等相当額	円 552
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	103
ご使用期間	7月8日~8月5日		ご契約変更	お名前変更 月 日	

ご使用 契約場 所名 所 義	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 9月7日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902(代)		

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-8	払込金額	¥5376	うち消費税等相当額	円 488
ご契約	40 A	戸数	188	ご使用量kWh	188
ご使用期間	7月8日~8月5日		ご契約変更	お名前変更 月 日	

ご使用 契約場 所名 所 義	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 9月7日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-902(代)		

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)



案分の理由 政務活動と後援 活動の案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,454 円	1/2 %	5,727 円

○本領収証により集金員が収納することはありません。

○本領収証により集金員が収納することはありません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月19日	～令和 年 月 日	金額 1,680 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

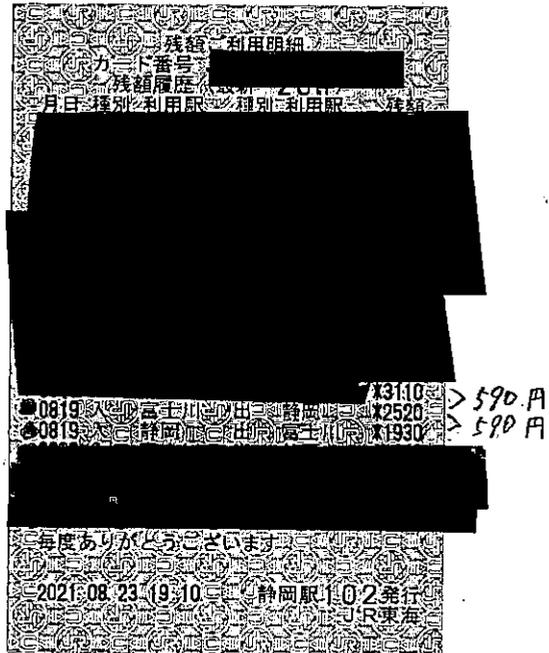
富士川駅東駐車場

富士市役所

領収証

精算機 #01            A 精算No.000124  
 発券機 #01            発券No.027046  
 入庫時刻 2021年 8月19日(木) 08:58  
 出庫時刻 2021年 8月19日(木) 17:34  
 駐車時間                    8:36  
 駐車料金            A料金            500円  
 =====  
 合計                            500円  
 現金領収額                    500円  
 お預り                        500円  
 お釣り                         0円

またのご利用をお待ちしております。



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,680 円	100 %	1680 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山世界遺産センター訪問		
年月日	21年8月20日～	年月日	金額 200円

目的	地元団体要望
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	地元要望を調整し、県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

富士宮市宮神田川観光駐車場

領収証

精算機 #01            A 精算No.000002  
 発券機 #01            発券No.077405  
 入庫時刻 2021年 8月20日(金) 08:52  
 出庫時刻 2021年 8月20日(金) 09:33  
 駐車時間                    0:41  
 駐車料金            A料金            200円  
 =====  
 合計                            200円  
 現金領収額                    200円  
 お預り                        200円  
 お釣り                        0円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由 全て政務活動にか かるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	200円	100%	200円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山富岡口調査		
年月日	21年8月21日～	年 月 日	金額 1,040円

目的	富山富岡口山小屋調査
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	富岡口各山小屋より意見聴取。 今後県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

**富士急行**  
南富士エバーグリーンライン  
◇ ご利用ありがとうございました ◇  
◇ またのお越しをお待ちしております ◇

領収証

精算機番号:04 領収証連番:003412  
精算日時 2021年08月21日 06時09分  
[普通車料金] 520円  
投入金額 1,000円  
領収金額 520円  
つり銭額 480円

**富士急行**  
南富士エバーグリーンライン  
◇ ご利用ありがとうございました ◇  
◇ またのお越しをお待ちしております ◇

領収証

精算機番号:02 領収証連番:001994  
精算日時 2021年08月21日 18時21分  
[普通車料金] 520円  
投入金額 520円  
領収金額 520円  
つり銭額 0円

案分の理由 全て政務活動にかかるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,040 円	100 %	1,040 円



整理番号	8-21
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 ( 21 年 7 月請求分)		
年月日	令和 3 年 8 月 23 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,763 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額	ケーブルテレビ料	電報料金	政務活動費請求対象額
25,700 円	— 2,750 円	— 17,424 円	= 5,526 円

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,526 円	1/2 %	2,763 円

post card

四本 康久 様

発行番号 2020311400  
発行日 2021年 8月23日

株式会社TOKAIケーブルテレビ  
〒410-0053 沼津市寿町  
お問合せ先 0120-696-942

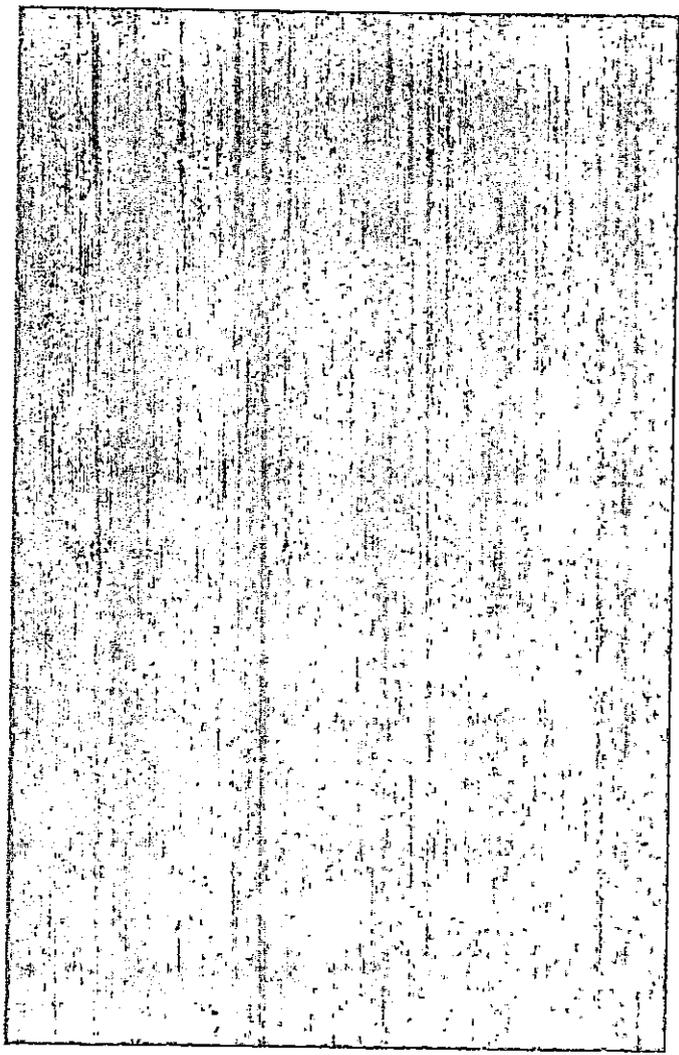


領収書

領収金額 ¥25,700

項目	金額
2021年7月分	¥25,700
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として  
上記の金額 2021年7月カード決済 にて正に領収致しました。



〒418-0061  
富士宮市北町15-1

お客様番号

四本 康久

様

## 御請求明細書

日頃のご愛顧誠に有難うございます。

2021年7月のご請求額の内訳は下記の通りでございます。  
ご確認下さいます様、宜しく願い申し上げます。  
尚、ご不明な点・ご請求金額の確認等の際には、下記の料金専用フリーダイヤルまでお問合せ  
下さいます様、併せてお願い申し上げます。

今後とも弊社サービスを何卒宜しく願い申し上げます。

単位(円)		
御利用商品名	金額	備考
ひかりdeテレビ	2,750	2021年7月利用分
プラス割引(放送+通信)	-1,430	2021年7月利用分
ひかりdeネット1G	5,280	2021年7月利用分
プラス割引(通信+電話)	-880	2021年7月利用分
ひかりdeトーク(S)基本料	1,430	2021年6月利用分
ひかり電話オプション利用料	440	2021年6月利用分
ひかり電話通話料	573	2021年6月利用分
ユニバーサルサービス料	3	2021年6月利用分
領収書発行	110	2021年7月利用分
ひかり電話オプション利用料(ほっと電報)	17,424	
御請求額計	25,700	

← 除外

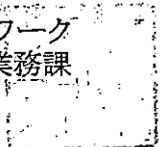
← 除外

料金専用フリーダイヤル 0120-696-207

平日 9:30~18:00 (土日祝日除く)

2022年2月21日

株式会社TOKAIケーブルネットワーク  
カスタマーセンター 業務課



整理番号	8-22
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月25日	~令和 年 月 日	金額 3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業(ヒアリング)・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620 円	100 %	3620 円

4/6

領収書 No 43  
窓口 No 1  
駅 No 51201510  
領 収 書

様

金額 ￥7,860円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 7月 5日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



支払者: 四本康久

新幹線: 新富士-静岡(往復) 7,860円 × 2/6枚 = 2,620円

原本: 3年 7月 整理番号 7-13 参照

領 収 証

四本康久 様

3年 8月 25日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

但し書: 駐車料

3/6

領収書 No 43  
窓口 No 1  
駅 No 51201510  
領 収 書

様

金額 ￥7,860円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 7月 5日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 8月27日~令和	年月日	金額 4,950 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2021年8月発行号上・下 )
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-27	23432	A93140007
取扱店	7シノミヤシヨウホク	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*4,950	
振替受付票	*0	
払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。消費料金は、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,000	
おつり	*50	

印紙税申告納付につき廻向  
税務署承認済

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧下さい。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,950 円	100%	4,950 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 納品書

No. 40330

2021年08月26日 頁 1

四本 康久様

下記の通り納品致します。

**¥4,950**


 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計 2		4,950

# 請求書

No. 40330

2021年08月26日 頁 1

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

**¥4,950**


 代表取締役 片岡幸三  
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
 TEL 03-3942-2520  
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計 2		4,950

振込口座 ミズホ銀行エドガワバン(フ)1327831イマジンシユツバン(カ)

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 8/29 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	21,779

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

<p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>
---

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	43,558 円	1/2 %	21,779 円

# EneJet

領収書

岡重(株)  
EneJet 宮原SS  
静岡県富士宮市宮原387-1  
TEL:0544-66-8500  
2021/08/01(日)14:44  
Tカード会員様

売上 切下会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
27.03L @148.0 L-1 N-1  
割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥4000 お釣 ¥0  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tポイント:基本P 18P  
特別P 0P  
今回計 18P  
利用Tポイント 0P  
利用可能Tポイント 2276P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。  
★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.3022 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/01

支払者: 四本康久

# EneJet Tカード

領収書

岡重株式会社  
EneJet 富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/04(水)12:11  
Tカード会員様

売上 切下会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
26.67L @150.0 L-2 N-4  
割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥4000 お釣 ¥0  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tポイント:基本P 18P  
特別P 0P  
今回計 18P  
利用Tポイント 0P  
利用可能Tポイント 2305P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。  
★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.6586 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/04

支払者: 四本康久

# ENEOS

納品書(領収書)

2021年08月06日 22:58

売上  
Tカード会員様

現金会員  
車両番号 実車番  
2000-00  
レギュラーG S P-04  
26.32L \*  
152円 ¥4,000

合計 ¥4,000  
(消費税10%対象 ¥4,000)  
内消費税等 ¥364  
お預り ¥4,000  
お釣り ¥0

Tポイント:基本P 18P  
特別P 0P  
今回計 18P  
利用ポイント 0P  
利用可能ポイント 2327P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

現金Tポイントの場合作成中、ご利用、頂きます

ツチャ ユニ、セルフ24金岡SS  
静岡県 沼津市江原町17-1  
TEL:055-921-6267 SS-022042  
カートNo 6180-02 デ-外No5654-5655  
999金岡SS 2021/08/06

支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/09(月)17:54  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
26.49L @151.0 L-4 N-10

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tカード:基本P 18P  
特別P OP  
今回計 18P

利用Tポイント OP  
利用可能Tポイント 1926P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.3644 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/09 釣銭伝票No.6151

おつり引換券

2021/08/09(月)17:54  
金銭金額 ¥1,000  
2021/08/09 釣銭番号 6151  
2806151010008



支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/13(金)10:09  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
26.67L @150.0 L-6 N-16

割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tカード:基本P 18P  
特別P OP  
今回計 18P

利用Tポイント OP  
利用可能Tポイント 1854P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.8128 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/13 釣銭伝票No.7136

おつり引換券

2021/08/13(金)10:09  
金銭金額 ¥1,000  
2021/08/13 釣銭番号 7136  
2807136010006



支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/15(日)19:53  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
26.67L @150.0 L-2 N-4

割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tカード:基本P 18P  
特別P OP  
今回計 18P

利用Tポイント OP  
利用可能Tポイント 1879P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.1065 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/15 釣銭伝票No.7786

おつり引換券

2021/08/15(日)19:53  
金銭金額 ¥1,000  
2021/08/15 釣銭番号 7786  
2807786010005



支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/20(金)21:07  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥3000  
20.00L @150.0 L- 6 N-16  
割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(10%対象 ¥3,000)  
内消費税 ¥273  
合計 ¥3,273  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tポイント:基本P 13P  
特別P 0P  
今回計 13P

利用Tポイント 0P  
利用可能Tポイント 1929P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.6219 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/20

支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/23(月)20:42  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥3000  
19.74L @152.0 L- 4 N-10  
割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(10%対象 ¥3,000)  
内消費税 ¥273  
合計 ¥3,273  
お預かり ¥3000 お釣 ¥0  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tポイント:基本P 13P  
特別P 0P  
今回計 13P

利用Tポイント 0P  
利用可能Tポイント 1942P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.0142 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/23

支払者: 四本康久

# EneJet ドールコート

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/24(火)15:47  
Tカード会員様

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥3000  
19.74L @152.0 L- 6 N-16  
割引適用(016219)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000  
(10%対象 ¥3,000)  
内消費税 ¥273  
合計 ¥3,273  
お預かり ¥5000 お釣 ¥2000  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tポイント:基本P 13P  
特別P 0P  
今回計 13P

利用Tポイント 0P  
利用可能Tポイント 1942P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!  
No.0778 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/24 釣銭伝票No.9731

おつり引換券  
2021/08/24(火)15:47  
金銭金客員 ¥2,000  
2021/08/24 釣銭番号 9731



支払者: 四本康久

24年中無休で営業!  
給油は7\*EneJetカードがおすすめ!!

DrivePay・EasyPayでチャンス  
**かんたん給油で  
お肉をGET!**

レシート応募で「ブランドお肉」などが当たる!

応募期間: 2021年8月31日(金) 23:59

おサイフカードも取り出せずに  
給油ができるDrivePay  
SS店舗ですぐに  
発行・利用できます。  
https://drivepay-cp.jp



アンケート回答で  
Amazonギフト券 (毎月1,000名様に)  
**500円分をプレゼント!**

2021年 8月26日 317865  
伝No: 10531

24年中無休で営業!  
給油は7\*EneJetカードがおすすめ!!



領収書

印紙

317865

ハートランド富士給油所  
TEL 0545-52-3829  
サガミシード株式会社  
静岡県富士市日乃出町1  
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 8月26日 08:49  
上 様 手  
現金フリー 00-317865-90001-0001-9

出光ゼアス P-25(内)  
20.27L 0148.0 3000円  
01200.00

合計 3,000円  
(内、消費税等(10.00%) 273円)  
預り金 10,000円  
釣銭 7,000円

伝No: 10531 担当: 8800

<釣銭預り券>

釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い戻しは、「自動精算機」にてお願いします。

2021年 8月26日 08:49  
レシート No. 09  
お預り金額 ¥10,000  
お買上金額 ¥3,000  
釣銭金額 ¥7,000

預り番号 056-2587



# EneJet E-カード

領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2021/08/27(金)14:49  
EneJet E-カード 会員 様

売上 EneJet E-カード 会員  
レギュラー  
021000 ¥4000  
26.67L @150.0 L-6 N-16  
割引適用(016219)  
3円/L, 個 割引 済み

小計 ¥4,000  
(10%対象 ¥4,000)  
内消費税 ¥364  
合計 ¥4,000  
お預かり ¥10000 お釣 ¥6000  
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント: 基本P 18P  
特別P 0P  
今回計 18P  
利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 1950P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Eカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!

No.4076 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/27 釣銭伝票No.0328

おつり引換券

2021/08/27(金)14:49  
釣銭金額 ¥6,000  
2021/08/27 釣銭番号 0328



# EneJet

領収書

岡重(株)  
EneJet宮原SS  
静岡県富士宮市宮原387-1  
TEL:0544-66-8500  
2021/08/29(日)20:00  
EneJet E-カード 会員 様

売上 EneJet E-カード 会員  
レギュラー ¥3558  
021000  
23.72L @150.0 L-5 N-13  
割引適用(016219)  
3円/L, 個 割引 済み

小計 ¥3,558  
(10%対象 ¥3,558)  
内消費税 ¥323  
合計 ¥3,558  
お預かり ¥10000 お釣 ¥6442  
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント: 基本P 16P  
特別P 0P  
今回計 16P  
利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 1775P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Eカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中  
EneJetのご利用2,000円  
を1口として、今話題のスマート  
家電やデジタルギフト「デジコ」が  
当たる!!!

No.2820 担当:0001  
POS番号01  
2021/08/29 釣銭伝票No.0399

おつり引換券

2021/08/29(日)20:00  
釣銭金額 ¥6,442  
2021/08/29 釣銭番号 0399



支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年8月31日~令和	年月日	金額 1,760円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業 <input checked="" type="checkbox"/> アレンジング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>  ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。	領収書 料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)	21年 8月31日 20時08分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01661903-00
	領収書 料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)	21年 8月31日 14時29分 車種 軽二 通行料金 ¥880- (現金) -入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00481300-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,760円	/	1,760円
		100%	



2021年08月分  
お問合せNo. [REDACTED]

ご住所	富士宮市北町 13-3			
お名前	四本康久 様			
銘柄名	部数	単価	金額	備考
*静岡新聞	1	3,300	3,300	
*朝日新聞セット	1	4,400	4,400	
*岳南朝日新聞	1	977	977	
*富士山新報	1	630	630	

\*は軽減税率対象  
 ご請求金額 **9,307** 円 (8% 9,307円) (10% 0円)

(振込先)

静岡銀行  
 富士宮東支店  
 普通預金  
 No.195159

毎度ご愛読頂き誠に  
 有難うございます。

株式会社 ツタウエル  
 代表取締役 勝亦章司  
 静岡県富士宮市田中町  
 731-2  
 TEL : 0544-26-1100

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和3年8月31日~令和	年月日	金額 3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2021年8月分

領収日 8月31日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞*	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 0)  
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘  
住所 富士宮市上柚野1-2  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. [Redacted]

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和3年8月31日~令和 年 月 日	金額	4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

**日本共産党発行の**  
**しんぶん赤旗**

**領収書**

4,427 円

2021 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

領収日 8/31 抜者

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,427円	/	
		100%	4,427円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料(21年7月分)		
年月日	21年8月31日~	年月日	金額 3,144 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額  $7,356$  円  
 あんしんセキュリティ ケータイ補償料-ビス他 政務活動費請求対象額  
 $970$  円  $\times$   $1.10 = 6,289$  円

| 03-08-31 | 200 | 7,356 | トコモ ケータイ |

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,289 円	1/2 %	3,144 円

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目金額(円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等(計) 3,480	3,480	ギガライト2:2年定期	ステップ2:1GB~3GB
	3,680	(内訳) ギガライト2:2年定期	
	-500	(内訳) みんなドコモ割	2回線
	300	(内訳) apモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	2.9G
			合 算
◇通話料・通信料(計) 1,934	234	XI・SMS通信料	7月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	
			合 算
◇その他ご利用料金等(計) 1,274	300	留守番電話サービス利用料	
	200	あんしんセキュリティ利用料	
	750	ケータイ補償サービス(750円コース)	
	400	あんしん遠隔サポート利用料	
	-380	あんしんバックモバイル割引	
	300	ドコモWi-Fi利用料(apモード)	
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額(計) 668	668	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,356	7,356	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月まで	21年4か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,688円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2021年7月31日現在)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単位)が公表されています。

整理番号	8-30
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 ( 9 月分)		
年月日	21 年 8 月 31 日 ~	年 月 日	金額 31, 275 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2321-08-31	200	*62,000のち カ)アサヒケンセツ
2421-08-31	200	*550振込手数料

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62, 550 円	1/2	31, 275 円
		%	

整理番号	8-31
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>		
内容	事務員の雇用 ( 8 月分)		
年月日	令和 3 年 8 月 3 日	～ 令和 年 月 日	金額 138,000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	138,000 円	100%	138,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇に記入すること。

令和3年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	18,000	[REDACTED]

令和3年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	18,000	[REDACTED]

令和3年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	48,000	[REDACTED]

令和3年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	18,000	[REDACTED]

令和3年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]



雇用実績表

8 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	日			
2	月			
3	火			
4	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			
計		(A) 18	(B) 18	

上記のとおり雇用したことを証明する。 令和3年8月/日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
①(B)[18時間 分]×単価[1000円]= 18,000円  
②総支給額[ 円]×(B)/(A)= 円

雇用実績表

8 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
計		(A) 18	(B) 18	

上記のとおり雇用したことを証明する。

3 年 8 月 31 日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [ 18 時間 分 ] × 単価 [ 1000 円 ] = 18,000 円

②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

雇 用 実 績 表

8 月	氏 名	
-----	-----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	日			
2	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
3	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
4	水			
5	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
17	火			
18	水			
19	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
24	火			
25	水			
26	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
31	火			
計	(A)	48	(B)	48

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 3 年 8 月 31 日

ふじのくに県民クラブ 四本 康 啓

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

① (B) { 48時間 分 } × 単価 { 1000 円 } = 48000 円

② 総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

8月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
28				
29				
30				
31				
計	(A)	18	(B)	18

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年8月7日  
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [(8時間 分) × 単価 [1000円] = 18000円

②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

8	月分	氏名	
---	----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
21	土	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
22	日			
23	月			
24	火			
25	水	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
31	火			
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

3年9月9日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間 分] × 単価 [100円] = 36000 円

②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円